

生活困窮者自立相談支援事業について

H26.1.30 長野県健康福祉部地域福祉課

1 生活困窮者自立支援法に基づく事業の概要

生活困窮者自立支援法（以下「法」）が平成 27 年 4 月 1 日施行される。法では福祉事務所設置自治体（市及び県〈町村分〉）は、生活困窮者に対し、自立の促進を図ることを目的として、以下の事業を直営又は民間法人への委託により実施することとされている。

事業名	区分	国庫負担／ 国庫補助(*)	事業の概要
自立相談支援事業 (以下「相談事業」)	義務	3 / 4	● ワンストップ型の相談窓口对生活と就労に関する支援員を配置 ● 相談者の状況に応じ自立に向けた支援計画を作成 ● 計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関と連絡調整
住宅確保給付金	義務	3 / 4	就職活動を支えるため家賃費用を有期で支給（直営）
就労準備支援事業	任意	2 / 3(*)	就労に向けた日常・社会的自立のための訓練
一時生活支援事業			一時的な衣食住を提供
家計相談支援事業		1 / 2(*)	家計管理等の相談・指導、貸付のあっせん
学習等支援事業			子どもへの学習支援、保護者への進学助言等

◎ 相談事業における国庫負担等

項目	内 容										
国庫負担基準	● 26 年 3 月に示される予定（政省令） （参考） 26 年度生活困窮者自立促進支援モデル事業の補助基準額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>自治体の規模</th><th>補助基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口 5 万人未満</td><td>20,000 千円以内</td></tr> <tr> <td>人口 5 万人以上 30 万人未満</td><td>40,000 千円 "</td></tr> <tr> <td>人口 30 万人以上 50 万人未満</td><td>60,000 千円 "</td></tr> <tr> <td>人口 50 万人以上</td><td>80,000 千円 "</td></tr> </tbody> </table>	自治体の規模	補助基準額	人口 5 万人未満	20,000 千円以内	人口 5 万人以上 30 万人未満	40,000 千円 "	人口 30 万人以上 50 万人未満	60,000 千円 "	人口 50 万人以上	80,000 千円 "
自治体の規模	補助基準額										
人口 5 万人未満	20,000 千円以内										
人口 5 万人以上 30 万人未満	40,000 千円 "										
人口 30 万人以上 50 万人未満	60,000 千円 "										
人口 50 万人以上	80,000 千円 "										
相談員配置基準	● 自治体の人口規模、生活保護受給者数等を踏まえ、26 年末頃までに設定される予定（厚生労働大臣告示）										

2 相談事業実施に当たっての県の考え方（市への提案）

提案① 26年度は

全県域でモデル事業を実施し、法施行に向け、知識・ノウハウの蓄積を図る。

- (1) 県と6市が共同で、相談支援センター（6か所）を設置運営する。
- (2) 6市以外の13市も、利用者の支援内容を決定する「支援調整会議」等へ参画する。

提案② 27年度は

県と19市が連携して、広域圏ごとに法に基づく相談事業を実施することを検討する。

- (1) 広域圏ごとに、県と市が共同で相談支援センター（10か所）を設置、運営することを基本として、圏域ごとに検討を行う。
- (2) 民間のノウハウ、専門性を活かし、民生委員やボランティア団体等、様々な関係者間の連携と協力による支援を推進するため、委託により事業を実施する。

<広域・共同設置のメリット>

- ① 多様な社会資源（市域を超えた就労先の確保、人的資源、各種支援団体など）の活用
- ② 人員の集約による効率的運営
- ③ 事情により地元で相談しづらい支援対象者もカバー
- ④ パーソナル・サポート・モデル事業で蓄積したノウハウ等の活用

※ 県は国のモデル事業を活用し、新制度の相談事業に相応する「パーソナル・サポート・モデル事業」を23年度から実施。これまで2,000人以上を支援。

<スケジュール>

26年 1月～3月	26年度モデル事業の準備（県、6市）、13市との連絡調整
4月	6センター事業開始
4月～7月	27年度事業の内容検討・協議（県、19市）
8月頃～	相談支援員等の養成研修（国）
10月～	27年度予算編成
27年 4月	新制度施行

<24・25年度>
4センター
県単独で開設

拠点
長野市、松本市
上田市、飯田市

<26年度モデル事業>
⇒ 6センター
県と市が共同設置

拠点
長野市、松本市
上田市、飯田市
伊那市（新）、大町市（新）

<27年度～>

⇒ 10センター

県と市で、10広域圏ごとに、
センターを共同設置

■拠点別対象エリア

▶長野市[長野・北信] ▶松本市[諏訪・木曽・松本] ▶上田市[佐久・上小]
▶飯田市[下伊那] ▶伊那市[上伊那] ▶大町市[大北]

■県予算要求額 182,801千円